

## 納税準備預金

〔2021年10月1日以降、新規口座開設停止〕

(2026年4月1日現在適用中)

1. 商品名	納税準備預金
2. 対象となる方	制限ありません。 ※ただし、納税組合などの代表者名義は除きます。
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでもお預入れいただけます。</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	原則として預金者等が租税納付に充てる場合にお支払いします。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税 (5) 利率情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の金利水準により随時変更する変動金利を適用します。</li> <li>・利息決算日は、毎年2月と8月の第3土曜日の翌営業日の前日とし、決算日までの利息は、決算日の翌営業日にお支払いします。</li> <li>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。</li> <li>・非課税</li> <li>・当行ホームページ「金利一覧」にてご確認ください。窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
7. 手数料	不要です。
8. 付加できる特約 事項	—
9. 中途解約時の 取扱い	—
10. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税納付以外の目的で払い戻された場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算し、課税されます（ただし、預金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません）。</li> <li>・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者一人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。</li> </ul>
11. 当行が契約してい る指定紛争解決 機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772